

電波利用の区分の柔軟化

1. 無線局の目的・種別

現行制度

1. 無線局の免許を受けようとする者は、無線局の目的を示して、免許を申請しなければならない。
2. 無線局の免許状には、
 - ① 無線局の目的
 - ② 無線局の種別が記載される。
3. 無線局の目的・無線局の種別は免許を受けた後は原則として変更できない。

「無線局の目的」とは、

いかなる事業・用途のために無線局を開設しようとするものであるかを示すもの
具体的には、「電気通信業務用」、「警察用」、「道路管理用」、「電気事業用」、「中波放送」、「標準テレビジョン放送」のように区分されている。

「無線局の種別」とは、

無線局が行う無線通信の態様等による無線局の分類
具体的には、「固定局」、「放送局」、「基地局」、「陸上移動局」、「地球局」、「人工衛星局」、「放送衛星局」のように区分されている。

なお、それぞれの周波数帯で使用可能な無線局の目的・無線通信の態様は周波数割当計画に定められており、周波数割当計画はITUの無線通信規則(RR)の周波数分配の範囲内で国内で割り当てることが可能な範囲を定めるものである。

2. 無線局の目的・種別の意義

1. 目的・種別により無線局を区分する趣旨

- ・無線局の免許制度は、有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するためのものであるから、無線局を開設する目的を審査して、無線局の開設が適切であると認められるときに、その目的を達成するために必要な種別の無線局の免許が与えられる。
- ・無線局の免許は、上記のような審査を経てなされるものであるから、無線局の目的外運用は禁止されており、目的の変更も原則として認められない。
- ・無線局の種別は、RRによる国際的な周波数分配と国内における周波数の割当との整合性を確保するためのものでもある。

2. 無線局の目的・種別の機能

前ページの通り、無線局の目的・種別は、無線局の基本的な区分であるから、電波法令では、これをメルクマールとして、下記のような様々な事項について規律を異ならせている。

- ・外資規制

例えば、電気通信業務用無線局には外資規制が適用されないが、放送局には外資規制が適用される。

- ・開設の根本的基準

放送局とそれ以外の無線局では異なる開設の根本的基準が適用される。また、放送局以外の無線局のうちでも、目的・種別に応じて異なる基準が規定されている。

- ・放送用周波数使用計画の適用の有無

放送用周波数使用計画は放送局にのみ適用される。

- ・技術基準

無線局の種別によって技術基準が異なる。

- ・電波利用料

無線局の種別によって電波利用料の額が異なる。

3. 無線局の区分の柔軟化

無線局の区分の柔軟化の必要性

2・3ページの通り、無線局の目的・種別は、無線局の基本的な区分として、一定の役割があるが、従来の区分をまたがり、一つの無線局ではできない下記のような電波利用のニーズが想定され、区分の柔軟化を図る必要がある。

(従来の無線局の区分をまたがるような電波利用のニーズの例)

- ・同一の人工衛星で、電気通信業務と放送の双方を提供する場合
 - ・デジタル放送技術を利用して、不特定多数の者向けの放送をしつつ、これに支障のない範囲で特定の電子看板をターゲットとした広告(デジタルサイネージ)を提供する場合
- など

無線局の開設に当たっての柔軟化

上記の通り、従来の区分をまたがるような電波利用のニーズが想定されることから、次の要件を満たす従来の区分を超えるような無線局の免許の申請を認めることとすればどうか。

- ・RRによる国際的な周波数分配の範囲内であること。
- ・そのような柔軟化を認めることが電波の公平かつ能率的な利用の確保につながるものであること。

無線局を開設した後の変更の柔軟化

また、無線局の開設後に、無線局の目的・種別を変更するニーズも想定されることから、目的・種別の変更の準備を整備することとすればどうか。

なお、無線局の免許は、無線局を開設する目的審査をして、開設が適切であると認められるときに与えられるものであるから、無線局の目的の変更を認める場合には、同様の審査を行い、当該変更を認めることが電波の公平かつ能率的な利用の確保につながるものであることが確保される必要がある。

例えば、比較審査の結果として与えられた無線局の免許の目的を変更するような場合に、競願者との間の公平性を考慮する必要がある。

また、目的・種別の変更は、RRによる国際的な周波数分配の範囲内であることが確保される必要があることから、変更後の目的・種別も周波数割当計画の範囲内である必要がある。

4. 無線局の区分の柔軟化に当たっての留意事項

○ 無線局の基本的な区分である無線局の目的・種別を柔軟化するに当たっては、電波法令では、これらの区分をメルクマールとして、下記のような様々な事項について異なる規律が適用されていることを考慮する必要がある。

- ・外資規制
- ・開設の根本的基準
- ・放送用周波数使用計画の適用の有無
- ・技術基準
- ・電波利用料

○ 具体的には、従来の区分を超えるような無線局について、これらの規律がどのように適用されるべきなのかを整理した上で、制度整備を行う必要がある。例えば、電気通信業務用のような外資規制の対象外のものや放送用のような外資規制の対象となるものの双方を目的とした無線局の免許人が、免許を受けた後、外資規制の上限を超えた場合の扱いをどうすべきかなどについて整理する必要がある。

(免許の申請)

第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 目的

二～九 (略)

2～8 (略)

(免許状)

第十四条 総務大臣は、免許を与えたときは、免許状を交付する。

2 免許状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 無線局の種別

四 無線局の目的

五～十一 (略)

3 (略)

(変更等の許可)

第十六条の二 免許人は、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者から、電気通信業務の委託を受けようとするときは、総務大臣の許可を受けて、無線局の目的を変更することができる。

第十七条 免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。放送をする無線局の免許人が放送事項又は放送区域を変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

(申請による周波数等の変更)

第十九条 総務大臣は、免許人又は第八条の予備免許を受けた者が識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

(周波数割当計画)

第二十六条 総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表(以下「周波数割当計画」という。)を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 周波数割当計画には、割り当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、割り当てることが可能である周波数ごとに、次に掲げる事項(放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))に係る周波数にあつては、第一号に掲げる事項)を記載するものとする。

- 一 無線局の行う無線通信の態様
- 二 無線局の目的
- 三・四 (略)

(目的外使用の禁止等)

第五十二条 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項(放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))については放送事項)の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- 一～六 (略)